

嘆願書

一、大正十五年三月二十九日吾が大阪市電従業員自助會の春季大會に於て慎重審議の結果左の條項を決議し茲に各項の理由と具体案を詳述して、之を嘆願するものであります。

一、博覽會開催中に於ける慰勞手当支給要求の件

二、處分規定改正要求の件

三、月手当支給方改正要求の件

一、博覽會開催中に於ける慰勞手当支給要求の件

理由

嚴冬の熟居時期を脱して春暖の季に入る時は最も交通頻繁となつて私達従業員の繁雜多忙を極むる時期であります。

丁度此の時機に遭遇して吾が大阪では全國的の電氣博覽會が開催せられたので、各地方よりの觀覽客多數に上り従つて電車乗者が激増し私達従業員は一層の繁忙を極めました。

此の事實は社會の等しく認むる所であると思ひます。而し私達は當然である私達の職掌として、此の繁忙な仕事を毎日疲勞も厭はず専心業務に精勵し其の効果を充分に得た事と思はれるのであります。

斯様な或る一種特別な場合の勤勞に對する慰安方法は只當局の誠意に俟つのみであります。私達が斯様な特殊勤勞に對する慰安方を嘆願することも敢て不合理ではないと思ひます。一方翻て之が一の業務獎勵の意味をも胞合するものである事をも考へさせられるのであります。

亦現在東京市電に於ても春季の二十日間に數回の花見手当を支給せられて居る實例もあるのであります。

斯様な理由によつて之を嘆願するものであります。

具体案

一、名稱は如何なる名稱でもよいと思ひます。

二、金額も當方では何らと限定するのではなく當局の意旨に依つて定めて貰ひたいのであります。

二、處分規定改正要求の件

理由

吾が運輸課内に於て現在行はれてゐる處分規定は殆んど當局の獨裁的であり、且つ、絶對的であつて何等其處に陪審的のものもなく、配量的のものもありません。然るに刻々に進み行く世の中の進化に従ひ社會の諸制度が次第に民衆化されつゝあります。此の民衆化即ち萬機公論に依つて決されて行く事は人類愛を標榜する最も公平なものであると思はれます。私達は少くも最も進歩した現代に於て人事或は社會問題を解決して行くに專制的であり、獨裁的である事は時代錯誤も甚だしきものと思ひます。此の意味に於て現在の處分規定は時代遅れの不合理な規定と云はざるを得ないのであります。

故に私達は此の誤れたる規定を改め合理化せられた最も公平に行はれる處分規定を望むるのであります。

具体案

一、事務所内の處分會議並に運輸課内の懲罰委員會に私達の代表者を参加させ、發言權及

決議權を與へる事

二、代表者に付ては各運輸事務所より一名以上委員として、乗務員中より選出し此者を日

勤とし専任させること

三、月手当支給方改正要求の件

理由

目下支給せられて居る月手当は得点制度であるが爲め得点を多く得る事によつて増収になる様になつて居るので、従つて増収を目的として乗務員間に得点を故意的除行等の手段により得んとする様な傾向があります。之が爲め車間隔離を亂し、尙運轉上に支障を來し、運